

[%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf\)](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 11 月 9 日(月)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の
説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	インクルーシブ教育、障害児教育
対象国及び類似地域	ネパール及び全途上国
語学の種類	英語(ネパール語ができることが望ましい)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ネパール政府は 2015 年憲法において基礎教育の無償・義務化を定め、すべての子どもに教育を受ける権利を保障している。また、当時のネパール教育科学技術省 (MoEST)¹ が策定した学校教育セクター計画 (School Education Sector Plan: SESP 2022/23-2031/32) では、カースト等の社会的身分やジェンダー、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育にアクセスできることを目指し、インクルーシブ教育の推進を重点的な取組として位置付けている。通常学校での学びを基本としつつ、子どものニーズに応じて特別支援学校やリソースクラス等も活用できる包摂的な教育システムの構築が進められている。

JICA においても、課題別事業戦略 (グローバル・アジェンダ) 「教育」の「誰ひとり取り残さない教育改善クラスター」では、教育分野のすべての事業に障害者包摂の視点を組み込む「障害主流化」を推進している。また、グローバル・アジェンダ「社会保障・障害と開発」においても、障害インクルーシブな開発の実現に向け、あらゆる事業における障害主流化を重視している。これらの方針に基づき、ネパールにおいてもインクルーシブ教育の推進と学校現場における実践強化への支援が求められている。

インクルーシブ教育を実現するためには、制度整備や教員の能力強化に加え、障害のある子どもを含む多様な学習ニーズを有する子どもたちの学習参加を支える教材や学習支援ツールの充実が重要である。特に近年は、デジタルを活用した学習支援が、子ども一人ひとりの学習ペースや特性に応じた学びを実現する手段として注目されている。

こうした中、JICA 人間開発部基礎教育グループでは、理数科教育支援で培った知見を活かし、紙媒体の算数教材をタブレット端末等で利用できる学習アプリに変換し、算数アプリ「JICAL」として開発した。JICAL は、パプアニューギニア、マーシャル、ミクロネシア、パラオ、ネパール、ザンビア、ナイジェリア等で活用されており、算数基礎学力の定着に一定の効果が確認されている。また、JICA 海外協力隊による実践では、発達障害や知的障害のある児童の学習支援に有効である可能性が報告されている。例えば、紙に数字や計算を書くことが難しい児童が、タブレット上では課題に取り

¹ 現在は、教育・スポーツ省 (MoES) に改編されている。

組み、計算問題を解くことができた事例が確認されている。

こうした経験を踏まえ、JICA では、プロジェクト研究「算数アプリ実証研究フェーズ 2」の一環として、JICAL のインクルーシブ教育における活用可能性を検証することとした。本調査では、特定の障害種別に限定せず、障害や特別なニーズのある子どもが算数学習に取り組む上で、デジタル教材がどのような役割を果たし得るのかを明らかにするとともに、障害や特別なニーズのある子どものための活用方法や、障害や特別なニーズのある子どもの個々の学習上のニーズ及びアプリ利用上の障壁を踏まえ、より多様な児童生徒が利用しやすい教材・ツールとするための改善の方向性について検討する。

ネパールでは、2025 年度に JICA 障害主流化アドバイザーの支援の下、教員向け障害主流化基礎研修コンテンツが開発され、MoEST（当時）、州教育研修センター及び全国校長連盟（PAN）等の関係機関に共有された。また、バグマティ州ゴダワリ市（Godawari Municipality）教育課職員は同年度のインクルーシブ教育にかかる JICA 課題別研修に参加しており、インクルーシブ教育に関する一定の知見を有している。さらに、ゴダワリ市は、派遣中の教育アドバイザーの協力の下で JICAL のパイロット実施経験を有していることから、本調査の実施に適した環境が整っている。このため、本調査ではゴダワリ市を対象地域とし、障害や特別なニーズのある子どもの算数学習におけるデジタル活用の可能性について実践的な検証を行う。

本調査により、障害や特別なニーズのある子どもの算数学習の改善を図るにあたり、短期間での JICAL 活用による子どもの学習面での変容や活用上の課題が明らかになる。また、学校・地方自治体向けの実践的提言やアプリ改善に向けた示唆が得られ、ネパールにおける障害児を包摂するインクルーシブな算数教育の推進に向けた知見の蓄積が期待される。

7. 業務の内容

本調査は、インクルーシブ教育の中での JICAL の活用が障害や特別なニーズのある子どもの算数学習の改善にどのように寄与できるかを明らかにすることを目的とする。

本業務従事者は、中央においては MoES 教育局（DoE）計画課及びインクルーシブ教育課、現地ではバグマティ州ゴダワリ市（Godawari Municipality）

教育課をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、インクルーシブ教育における JICAL 活用可能性について調査を行う。障害や特別なニーズのある子どものための JICAL 活用方法を整理することに加え、ユーザビリティの観点において改修の必要性（児童生徒が JICAL を利用する上で困難が見られる場合には、児童生徒側の特性のみを要因とせず、アプリの仕様、端末・利用環境、教授方法や支援方法等に存在する障壁及びその改善方法）も検討する。

通常学級とリソースクラス（特別支援学級）をパイロット校として、タブレット端末を学校に配布し、障害や特別なニーズのある子どもの学習支援にかかるニーズ調査や効果の実証も含めた調査とする。どのような子どもでも使えるアプリにすることを目指し、できるだけ様々な特性を持つ子どもが活用できるように計画する。

想定している対象校は以下の通り（ゴダワリ市と確認中）。

- ① Kitini Secondary School(通常級)
- ② Phurchoki Secondary School(通常級)
- ③ Udaya Kharka Intellectual Disabilities Service Center(リソースクラス)
- ④ Buddha Secondary School(リソースクラス)

なお、調査にあたっては、昨年度教育アドバイザーが JICAL 試行の際に活用したタブレット端末（ネパール事務所に 250 台保管）を使用する。JICAL は英語のアプリであるが、現在ネパール語版を開発中であり、本調査では、ネパール語版での実施を想定している。

具体的業務は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2026 年 11 月下旬～12 月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、開発パートナー報告書、ネパール政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、ネパールにおけるインクルーシブ教育及び教育におけるデジタル活用の方針を把握する。特に、昨年度に派遣された障害主流化アドバイザーによって作成された「政策・制度・現状にかかる報告書」及び「Basic Training Session for Supporting and Instructing Children with Disabilities in Mainstream Class」のコンテンツ及び研修トレーナー指導書・研修教材を読み、理解を深める。

- ② 算数アプリ「JICAL」をタブレット端末等（Android）にインストールし、アプリ学習の進め方や仕様を確認する。その上で、ネパール教育アドバイザーが昨年度作成した、対象校配布ガイドライン「CHERD-Godawari-JICA Math Drill Initiative -Guidelines for Main Trial in Godawari」、「算数ドリル活動における実施の質向上に向けた提案」及び「算数ドリル活動観察調査報告書」を読み、昨年度ネパールで実践された算数アプリ試行について理解する。
- ③ JICA 人間開発部及びネパール事務所・現在派遣中のネパール教育アドバイザーと連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ④ 以上を踏まえてワーク・プラン案を作成し、JICA 人間開発部の確認を得る。併せて、ネパール事務所にもデータを送付する。

（２） 現地業務（2026 年 12 月初旬～12 月下旬）

- ① DoE 計画課並びにインクルーシブ教育課と面談し、ワーク・プラン（案）を説明する。インクルーシブ教育及び教育におけるデジタル活用に関するヒアリングを行い、先方のニーズを把握する。
- ② ゴダワリ市教育課と面談し、ワーク・プラン（案）を説明し、対象校への巡回計画を作成する。その際にパイロット校を訪問し、算数授業を観察するとともに、教員等へのインタビューを通じて、障害／特別なニーズのある子どもを取り巻く現場の状況を把握する。また、対象とする児童・生徒数も確認する。
- ③ JICA 人間開発部、ネパール事務所及び C/P 機関に、上記を踏まえて最終化したワーク・プランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ④ JICAL ネパール語版の開発会社と協働し、タブレット端末に JICAL ネパール語版をインストールする。
- ⑤ JICAL ネパール語版の開発会社と協働し、タブレット端末の取り扱い説明や JICAL 活用マニュアル（英語版が既存する）を資料にまとめた上で、障害／特別なニーズのある児童生徒が JICAL を使用する際の支援のポイントについて資料も作成する。なお、利用回数・利用時間などの一定の実施条件を明示することとする（最低でも「2 日に 1 回 30 分」など。ただし、障害／特別なニーズのある子どもの特性に合わせて調整することも認める）。合わせて、進捗管理表（昨年度作成済み）も用意する。

- ⑥ 上記資料一式とともに、タブレット端末とともに対象校に配布する。その際に、校長・教員向けに、資料に基づいて簡単なオリエンテーションを実施する。
- ⑦ JICAL 活用による子どもの学習面での変容を確認するため、対象校を巡回し、学校・教員等と協議の上、対象となる障害／特別なニーズのある児童生徒を選定し、算数の学習到達度／達成度を測定する。そうした児童生徒にとっては通常の算数テストを受けることが難しいと考えられるため、算数学習到達度／達成度の測定方法については、現地の教員等と協議して決める²。その際、ゴダワリ市教育課または対象校に対して、保護者への説明・同意取得を働きかける。なお、対象校の巡回時には、学習の到達度だけではなく、対象児童生徒の意欲、関心度、集中度等の変化をみることも考慮する。
- ⑧ 対象校を巡回し、障害／特別なニーズのある児童生徒の JICAL 活用の様子を観察するとともに、教員及び可能な範囲で児童生徒本人からのヒアリングを行う³。児童生徒本人へのヒアリングには、年齢、障害特性及びコミュニケーション上のニーズに応じた方法を用いる。その際に、通常級においては、合理的配慮としての算数学習における JICAL 活用の可能性も検討する⁴。
- ⑨ 現地業務終了時に、障害／特別なニーズのある児童生徒の算数到達度を確認する。その際、障害／特別なニーズのある児童生徒とその他の児童生徒との単純な到達度比較ではなく、それぞれの児童生徒について JICAL 利用前後でどのような変化があったか、また参加を妨げる／促進する要因は何かを見ることを基本とする。
- ⑩ 現地業務完了に際し、業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。

（３） 整理業務（2027 年 1 月中旬）

² 現時点で考えられる、障害／特別なニーズのある児童生徒が JICAL を活用する前後の算数到達度／達成度を測定するテスト案を提案してください。ただし、通常学級においては、学級全体を対象に算数の学習到達度／達成度を測定し、その中で障害／特別なニーズのある児童生徒の学習状況及び変化を重点的に確認することを想定してください。

³ 障害／特別なニーズのある児童生徒が JICAL を活用して算数学習を進めるところを観察し、教員や児童生徒にヒアリングするにあたり、どのような点に留意すべきか、通常級とリソースクラスそれぞれでの観察項目やヒアリング項目を提案してください。

⁴ 通常級においては、通常の算数授業における障害／特別なニーズのある児童生徒への合理的配慮として、何らかのツールの活用が考えられます。そうした意味での JICAL の活用可能性を考え、提案してください。

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 人間開発部基礎教育グループに提出し、監督職員に報告する。報告書には、障害や特別なニーズのある子どもが算数学習に取り組む上で、デジタル教材がどのような役割を果たし得るのかを明らかにするとともに、障害や特別なニーズのある子どもによる活用方法や、障害や特別なニーズのある子どもの個々の学習上のニーズ及びアプリ利用上の障壁を踏まえ、より多様な児童生徒が利用しやすい教材・ツールとするための改善の方向性について、詳細に記述する。

また、報告書内に記載する助言・提言として、以下の点を含めるものとする。

- JICAL コンテンツそのものに関すること
- アプリ使用環境に関すること（指、上肢が使用できない場合、視覚、聴覚情報が得られない場合、刺激に過敏で集中できない場合等の状況において、どのような合理的配慮があるとアプリの使用が可能となるか等）
- 教員の指導能力に関すること（アプリ使用に際し、どのようなタイミングで使用するか、どのように声かけをするか、学習面での変容に関しどのような点を評価するか等）

なお、以上の業務はすべて、基礎教育グループ内部参考資料「基礎教育におけるインクルージョンの促進」及び「JICA 事業における障害主流化の推進 分野別ガイダンスノート 教育」を参考にして、実施する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	障害／特別なニーズのある児童生徒の JICAL による算数学習効果の測定方法	(2) ⑦
2	障害／特別なニーズのある児童生徒の JICAL 活用の観察項目及び教員へのヒアリング項目	(2) ⑧

3	障害／特別なニーズのある児童生徒への合理的配慮としての JICAL 活用可能性	(2) ⑧
---	---	-------

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワーク・プラン（案）（電子データ、和文及び英文）

準備業務終了時に提出。

(2) 業務完了報告書（電子データ、和文）

2026 年 1 月 15 日（金）までに提出。担当分野に係る調査報告書（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

また、現地業務期間については、12 月中の 30 日間を想定していますが、12 月

上旬から1月上旬の間で提案していただけます（対象地域の学校が1/4～11までスポーツウィーク、1/12～25より冬休みとなる。学校によってはスポーツウィーク中も実施できる可能性あり）。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみですが、以下の専門家や関係者との連携を踏まえて業務に従事してください。

（ア）派遣中の教育アドバイザーとの連携

「6. 業務の背景」に記載の通り、現在派遣中の教育アドバイザーと準備段階から連携を図り、現地の情報を十分に得てください。現地業務時は同アドバイザーと相談の上、業務を進める。業務終了時は、持続可能な体制構築の観点から、事後対応が必要な場合には先方関係機関並びに同アドバイザーに引き継ぐべき業務を明確にする。

（イ）JICAL ネパール語版の開発会社との協働

上述の通り、現在 JICAL ネパール語版を開発中であり、開発従事者にネパール保守管理業務としてネパール渡航を依頼することを検討している。「7. 業務の内容」の（2）④及び⑤の通り、現地で JICAL を使い始める際には、開発従事者と協働する。

（ウ）「障害のある子どもの教育に係る情報収集・確認調査」との連携

JICA ネパール事務所主管により、「障害のある子どもの教育に係る情報収集・確認調査」を実施中である。ネパール事務所を通じて同調査の内容及び進捗状況を適宜把握し、可能であれば連携を検討する。

（エ）現行の技術協力プロジェクト「基礎教育の質の向上支援プロジェクト」（IBSE プロジェクト）との連携

2024 年度より IBSE プロジェクトを実施している。IBSE プロジェクトの専門家や現地スタッフとコミュニケーションを密にし、現地の状況を把握することで、効果的なインクルーシブ教育の普及展開を見据えて報告書で提言する。

③ JICAL の言語対応

上述の通り、JICAL ネパール語版は開発中であるものの、状況によっては、本調査開始時に完成版に至っていない可能性がある。その場合は従来の英語

版での調査となる。人間開発部基礎教育グループから随時情報を共有する。

④ 便宜供与内容

JICA ネパール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空 港 送 迎：あり
- イ) 宿 舎 手 配：なし
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通 訳 備 上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：なし
- カ) 執務スペースの提供：DoE 内における執務スペース提供（ネット環境完備）

（２） 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部基礎教育グループから配付しますので、hmgbe@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・「教育アドバイザー」案件概要表
- ・政策・制度・現状にかかる報告書
- ・「Basic Training Session for Supporting and Instructing Children with Disabilities in Mainstream Class」コンテンツ及び研修トレーナー指導書・研修教材
- ・ガイドライン「CHERD-Godawari-JICA Math Drill Initiative -Guidelines for Main Trial in Godawari」
- ・「算数ドリル活動における実施の質向上に向けた提案」及び「算数ドリル活動観察調査報告書」
- ・算数アプリ「JICAL」の apk ファイル
- ・「School Education Sector Plan (2022/23～2031/32)」
- ・内部参考資料「基礎教育におけるインクルージョンの促進に向けて」の抜粋

また、以下の資料を JICA ウェブサイトより参照してください。

- ・JICA 事業における障害主流化の推進 分野別ガイダンスノート 教育 [Education.pdf](#)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上